

北村組・長工・北栄アセットマネジメント特定建設事業共同企業体 との官民連携協定の締結について

亀山市太岡寺町地区における開発事業について、令和7年10月22日付けで北村組・長工・北栄アセットマネジメント特定建設事業共同企業体と下記のとおり官民連携に関する協定を締結しました。

記

1 相手方

北村組・長工・北栄アセットマネジメント特定建設事業共同企業体
代表者
松阪市中央町306番地1
株式会社北村組 取締役社長 北村 浩文

2 協定の概要

協定の目的：産業関連施設（物流を除く商工業等）の開発に当たり、相互に協力し、役割を分担することで事業の円滑な推進を図り、もって地域経済の振興に寄与する。

事業用地：亀山市太岡寺町字鳥池ほか地内（位置図参照）

連携事項：（1）市が担う事項

- ①本事業に係る各種手続きへの助言的支援
- ②開発に必要な法的手続等についての情報提供
- ③進出企業（奨励金対象企業）への奨励金の交付
- ④本事業に係る地権者や市民からの要望等についての情報提供
- ⑤本事業への企業誘致の協力

（2）相手方が担う事項

- ①事業計画立案及び企業の立地に向けた誘致調整
- ②基礎的調査（用地測量、物件調査ほか）
- ③地権者の合意形成（用地の取りまとめ及び補償ほか）
- ④詳細設計（造成工事ほか）
- ⑤許認可申請（開発許可、農地転用ほか）

- ⑥敷地造成工事ほか
- ⑦その他開発に必要な諸手続き
- ⑧企業誘致

有効期限：令和7年10月22日から進出企業への造成地引渡日まで

【位置図】

